

令和2年第9回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和2年 9月24日(木)

午後 2時30分閉会

2 場 所 人権センター 1階 会議室

3 出席者 高田教育長, 浅野教育長職務代理者, 市川委員, 竹下委員, 西川委員,
平田委員

4 説明員 中川教育次長, 吉本総務学事課長, 富本人事管理担当課長,
大橋教育指導担当課長, 堀川文化生涯学習課長,
山口総務学事課教育総務係長

5 会議事件

付議案件

議案第65号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について
(財産の取得について)

議案第66号 市立竹原書院図書館管理運営規則案

報告・協議 竹原市立学校の適正配置について

報告・協議 市立竹原書院図書館指定管理者募集について

○高田教育長 ただいまから, 令和2年第9回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第65号及び報告・協議は成案になる前の内部検討の段階であるため, 非公開とすることとし, 議案第66号の後に付議することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 職務代理者 はい。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第65号及び報告・協議は非公開とすることとし、議案第66号の後に付議することに決定しました。はじめに、議案第66号「市立竹原書院図書館管理運営規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 議案第66号市立竹原書院図書館管理運営規則の全部を改正する規則案についてでございます。事前に配布しております議案書5ページから18ページです。先月の教育委員会会議において、市立竹原書院図書館の施設の管理を指定管理者に行わせることができることとするため「市立竹原書院図書館設置及び管理条例案」の全部改正について同意をいただき、去る9月18日の市議会定例会で可決されたところでございます。11ページの市立竹原書院図書館管理運営規則新旧対照表をご覧ください。右側の改正前の欄でございますが、「市立竹原書院図書館設置及び管理条例」で規定いたしました第2条（事業）、第4条（休館日）、第5条（開館時間）、第6条（利用の制限）、第7条（損害の弁償）、第15条（閲覧利用の制限）、第17条（参考事務）、第18条（資料の複写）等これらは条例で規定をいたしました。今回その項目以外の部分について、「市立竹原書院図書館管理運営規則案」として必要な規定の整備を行うものでございます。「市立竹原書院図書館設置及び管理条例」の全部改正に伴う今回の「市立竹原書院図書館管理運営規則」の全部改正については、これまでの市立竹原書院図書館の管理運営の内容を踏襲したうえで文言等の必要な整理をしております。以上です。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○平田委員 この質問は新旧対照表の部分についてもよろしいですか。改正後の第5条ですが、第3項に個人で貸出しできる範囲が、広島市から山口県まで書いてあります。周防大島町など西は山口県まで入っていますが、逆に尾道市や福山市は入っていないので違和感があるのですが、この範囲の選定基

準を教えてください。

○堀川課長 第5条貸出しを受けることのできるものの範囲ですが、こちらは広島広域都市圏の市町村が借りられることができるということをこれまでもしてきました。今回表現として市町名を具体的にあげたので、違和感を覚えられたのかもしれませんが。広島広域都市圏の関係市町は相互利用ができていることから、このような表現になりました。

○平田委員 地図上の広島市が中心になっていて、尾道は40分くらいの距離にあるので、実態に合わせて竹原を中心に考えることはできないのですか。

○堀川課長 元々市町に公立図書館があって、市民の方が利用できるのはもちろんですが、お互いにお勤めされている方が利用しやすいとか、これまでもお勤めされている方は利用できるということもありますが、わざわざ尾道から来られて登録されることが現実的ではないということもありますけれども、行政エリアを超えて図書館は相互利用できるという形がどこの図書館にもあります。竹原市内で完結するものではないということでご理解いただければと思います。逆に、三原の図書館に三原にお勤めに行かれている竹原市民の方が借りられるということもあります。

○平田委員 竹原市民が尾道の図書館で借りることもできるのですか。

○堀川課長 広域都市圏の扱いを竹原市だけがしているのか、尾道がどういう扱いをしているのか確認できていないのですが、行政エリアだけと限っているところは少ないと思います。確認はできていないのですが、尾道にお勤めになっている竹原市民の方が借りられることは可能だと思います。

○中川次長 補足ですが、広島広域都市圏というのは、今ここに表示をしている市町が連携協定をしています。その連携協定の中で、構成市町が一緒にできることはないだろうかと考えた時に、例えば図書館はこの連携市町では相互利用できるようにしませんかという意見が出て、図書館は広島広域都市圏の構成市町は、利用できるようにしましょうという形でルールを作ったのでこのようになりました。例えば、尾道市や三原市と竹原市が個別に協定

を結べば、ここに三原市を載せて、お互いに三原市は竹原市の図書館が使えるということになります。今の段階では、広島市が音頭を取って広島市を中心にした広島広域都市圏にこれだけの構成市町があります。これだけの構成市町が一緒にできることの一つの取組として、お互いの図書館が利用できるということにしませんかということで、これまでは表示をする機会がなかったのですが、構成市町の部分を明確にした方が良いのではないかとということで、今回そうさせていただいています。例えば、呉市とも広域連携の協定を結んでいるのですが、それはこれと重複するところがあるので、あえて表示していません。広島広域都市圏の構成市町を表示しておけば、その市町の方たちは竹原市の図書館を利用できる。逆に我々が広島市の図書館を利用することもできるという相互協定のよう形になっておりますので、そこの表示を明確にしたということで御理解いただければと思います。

○高田教育長 少し補足しますと、今、図書館なので、これが際立って見えて本当に熊毛郡の図書館で借りられるのかと思われるかもしれませんが、現実的にはどうかわかりませんが、例えば週末にこの広域都市圏で行事等で交流される訳です。週末の地域行事や大きい行事などのいろいろな交流の中に図書館の連携協定もあるということです。図書館だけ取り出すと本当に行かれるのかということが先行しますが、他にもいろんな協定の中身がある中の一つだと御理解いただければと思います。

○市川委員 堀川課長が平田委員の質問で、尾道に勤めている方はと言われましたが、それは第2項に入るのではないですか。そうすると、福山市でもどこでも竹原市に来ている方は借りられるのではないですか。

○堀川課長 市川委員が言われたとおり、先ほど私がお答弁申し上げた部分は第2項で謳っております。

○西川委員 この管理運営規則が承認されると、これに従って選定業者が運営すると理解しているのですが、管理運營業者が実務を行う上で、こうした方がよ

り市民の方にメリットがあるということが起きた場合に、業者と行政とが相談して、内容を変えていく余地があるのか伺います。

○堀川課長 後ほど、この議案とは別に後から説明させていただく部分があるのですが、今後もし指定管理者での運営が実現した場合には、行政もお任せしておしまいということではありませんので、業務についてモニタリングを行いながら、こうしたいという提案があれば協議しながら進めていくこととなります。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第66号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。
職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第66号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。以上で公開の議題は終了しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和2年第9回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和2年 9月24日 午後 2時30分閉会